

## 監査基準（現行）と国際監査基準（ISA）の比較

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
<p>二 監査報告書の記載区分</p> <p>1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>[ISA 700 財務諸表に対する意見形成及び報告]</p> <p>23. 監査報告書の序説には、以下の記述を含めなければならない。(A17 項から A19 項参照)</p> <p>(a) [その財務諸表が監査されている／監査対象である] 企業の名称</p> <p>(b) 財務諸表が監査されている旨</p> <p>(c) [財務諸表を構成するそれぞれの本表／財務諸表本表のそれぞれの表題]</p> <p>(d) 重要な会計方針の要約及びその他の説明情報への言及</p> <p>(e) [財務諸表を構成するそれぞれの本表が／財務諸表本表がそれぞれ] 対象とする日付又は事業年度</p> <p>25. 監査報告書には、「財務諸表に対する経営者[又は他の適切な用語]の責任」という見出しを付けた区分を含めなければならない。</p> <p>28. 監査報告書には、「監査人の責任」という見出しを付けた区分を含めなければならない。</p> <p>34. 監査報告書には、「監査人の意見」という見出しを付けた区分を含めなければならない。</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
<p>2 監査人は、財務諸表の表示が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>	<p>[ISA 706 独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分]</p> <p>6. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、利用者の注意を喚起する必要があると判断し、当該事項について財務諸表の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に強調事項区分を設けなければならない。</p> <p>当該区分は、財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない。（A1 項から A2 項参照）</p> <p>8. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため監査報告書に記載する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて、当該事項を記載しなければならない。但し、法令等によって監査報告書に記載することが禁止されていない事項でなければならない。</p>
<p><b>三 無限定適正意見の記載事項</b></p> <p>監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべ</p>	<p>[ISA 700]</p> <p>35. 適正表示フレームワークに準拠して作成された財務諸表に対して無限定適正意見を表明する場合、監査意見において、法令又は規則で別段の要求がされていない限り、同等と見なされ</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
<p>ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p>	<p>る以下の表現のうちの一つを使用しなければならない。</p> <p>(a) 財務諸表が、[適用される財務報告フレームワーク]に準拠して、…をすべての重要な点において適正に表示している。</p> <p>(b) 財務諸表が、[適用される財務報告フレームワーク]に準拠して、…の真実かつ公正な概観を示している。</p> <p>(A27 項から A33 項参照)</p>
<p>(1) 監査の対象</p> <p>監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること</p>	<p>[ISA 700]</p> <p>序説</p> <p>23. 監査報告書の序説には、以下の記述を含めなければならない。(A17 項から A19 項参照)</p> <p>(a) [その財務諸表が監査されている／監査対象である] 企業の名称</p> <p>(b) 財務諸表が監査されている旨</p> <p>(c) [財務諸表を構成するそれぞれの本表／財務諸表本表のそれぞれの表題]</p> <p>(d) 重要な会計方針の要約及びその他の説明情報への言及</p> <p>(e) [財務諸表を構成するそれぞれの本表が／財務諸表本表がそれぞれ] 対象とする日付又は事業年度</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
	<p>[ISA 700] 財務諸表に対する経営者の責任</p> <p>24. 監査報告書のこの区分では、組織内において財務諸表の作成責任を有する者の責任について記述する。</p> <p>監査報告書において、「経営者」と具体的に言及する必要はないが、その国又は地域の法的枠組みに照らして適切な用語を用いなければならない。</p> <p>一部の国又は地域では、統治責任者に言及するのが適切な場合がある。</p> <p>26. 監査報告書には、経営者の財務諸表の作成責任を、〔監査業務の約定項目で当該責任が記述されているとおりに／監査契約書で記述されているとおりに〕記述しなければならない。</p> <p>この記述には、経営者が、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を有すること、また、当該責任には、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成することに関連する内部統制の整備・運用が含まれることを含めなければならない。（A20 項から A22 項参照）</p>
<p>(2)実施した監査の概要</p> <p>一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に</p>	<p>[ISA 700] 監査人の責任</p> <p>29. 監査報告書には、監査人の責任は、監査に基づいて財務諸表に対して意見を表明することである旨を記載しなければならない</p>

## 監査基準（現行）

重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は試査を基礎として行われていること、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

## 国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）

ない。（A23 項参照）

30. 監査報告書には、〔国際監査基準／（我が国において）一般に公正妥当と認められる監査の基準〕に準拠して監査を実施した旨を記載しなければならない。

また、監査報告書において、これらの基準は、監査人が職業倫理に関する規定を遵守すること、及び、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査を計画し、実施することを求めていることを説明しなければならない。（A25 項から A26 項参照）

31. 監査報告書は、以下の記載により、監査について記述しなければならない。

(a) 監査は、財務諸表の金額と開示事項について監査証拠を入手するため手続を実施することを伴う旨

(b) 選択される手続は、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価を含め、監査人の判断によって決まる旨

当該リスク評価の実施に際して、監査人は、その状況において適切な監査手続を立案するために、企業による財務諸表の作成に関連する内部統制を検討するが、これは、企業の内部統制の有効性に対して意見を表明するためのものではない旨

監査人が、財務諸表監査と併せて、内部統制の有効性に対

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
	<p>して意見を表明する責任も有する場合には、内部統制に係る監査人の検討は、内部統制の有効性に対して意見を表明するためのものではないという表現は削除しなければならない。</p> <p>(c) 監査はまた、経営者が使用した会計方針の適切性及び経営者が行った会計上の見積りの合理性を評価し、財務諸表全体としての表示を評価することも含んでいる旨</p>
<p>(3)財務諸表に対する意見</p> <p>経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p>	<p>[ISA 700] 監査人の意見</p> <p>35. 適正表示フレームワークに準拠して作成された財務諸表に対して無限定適正意見を表明する場合、監査意見において、法令又は規則で別段の要求がされていない限り、同等と見なされる以下の表現のうちの一つを使用しなければならない。</p> <p>(a) 財務諸表が、[適用される財務報告フレームワーク]に準拠して、… をすべての重要な点において適正に表示している。</p> <p>(b) 財務諸表が、[適用される財務報告フレームワーク]に準拠して、… の真実かつ公正な概観を示している。(A27 項から A33 項参照)</p>
<p>四 意見に関する除外</p>	<p>[ISA 705 独立監査人の監査報告書における無限定適正意見からの意見の修正]</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
<p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p>	<p>7. 監査人は、以下の場合、限定付適正意見を表明しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別にも集計しても、重要であるが広範ではないと判断する場合</li> <li>(b) 監査人が、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合</li> </ul> <p>23. 監査人は、財務諸表の重要な虚偽表示により限定付適正意見を表明する場合、意見区分に以下を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 適正表示フレームワークの場合、財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」区分に記載した事項の影響を除き、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示している旨</li> <li>(b) (略)</li> </ul>
<p>2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、</p>	<p>[ISA 705]</p> <p>8. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別にも集計しても、重要かつ広範であると判断する場合には、不適正意見を表明しなければならない。</p> <p>24. 監査人は、不適正意見を表明する場合、意見区分に以下を記</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
<p>財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である旨及びその理由を記載しなければならない。</p>	<p>載しなければならない。</p> <p>(a) 適正表示フレームワークの場合、財務諸表が、「不適正意見の根拠」区分に記載した事項の重要性に鑑み、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示していない旨</p> <p>(b) （略）</p>
<p><b>五 監査範囲の制約</b></p> <p>1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないとは判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、実施した監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p>	<p>[ISA 705]</p> <p>7. 監査人は、以下の場合、限定付適正意見を表明しなければならない。</p> <p>(a) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別にも集計しても、重要であるが広範ではないと判断する場合</p> <p>(b) 監査人が、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合</p> <p>23. 監査人は、財務諸表の重要な虚偽表示により限定付適正意見を表明する場合、意見区分に以下を記載しなければならない。</p> <p>(a) 適正表示フレームワークの場合、財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」区分に記載した事項の影響を除き、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべ</p>



監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）
	<p>ての重要な点において適正に表示している旨 (b) (略)</p>
<p><b>七 追記情報</b></p> <p>監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。</p>	<p>[ISA 706]</p> <p>6. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、利用者の注意を喚起する必要があると判断し、当該事項について財務諸表の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に強調事項区分を設けなければならない。</p> <p>当該区分は、財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない。(A1 項から A2 項参照)</p> <p>8. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため監査報告書に記載する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて、当該事項を記載しなければならない。但し、法令等によって監査報告書に記載することが禁止されていない事項でなければならない。</p>
<p>(1) 正当な理由による会計方針の変更</p>	<p>[ISA 706]</p>

監査基準（現行）	国際監査基準（ISA・明瞭性プロジェクト後）	
(2) 重要な偶発事象	<p>A1. 以下は、強調事項区分が必要と監査人が判断する可能性がある場合の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例外的な訴訟や規制上の措置の将来の結果に関する不確実性</li> <li>・ 財務諸表に広範な影響を与える新しい会計基準の発効日前の早期適用（早期適用が認められている場合）</li> <li>・ 企業の財政状態に重大な影響を与えた、又は今後も引き続き与える大きな災害</li> </ul> <p>その他の事項区分が必要となる可能性がある場合</p> <p>A5 監査についての利用者の理解に関連する状況</p> <p>A6、A7 監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連する事項</p> <p>A8 複数の財務諸表に対する報告</p> <p>A9 監査報告書の配布又は利用制限</p> <p>[ISA 560 後発事象]</p> <p>5. I S Aの目的では、次の用語を次のような意味で用いている。</p> <p>(a) ～ (d) (略)</p> <p>(e) 後発事象— 決算日の翌日から監査報告書日の間に発生している事象、及び監査報告書日後に監査人が知ることとなった事実</p>	
(3) 重要な後発事象		
(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違		

※ 国際監査基準(ISA・明瞭性プロジェクト後)については、事務局による仮訳である。